

全日本共和党の見解

「夫婦」は何故、必要か

企画・製作と発行：佳羅電役（党首兼職員）

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

[電子メール] [safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp](mailto:safe8peace-14@kar2007el.ecweb.jp)

夫婦は何故、「形式と実質、其の両方が揃う形で」必要か。——其には大きく分けて、二つの理由が在る。

まず第一の理由だが、科学的な見地から「今や「出来ちゃった結婚」と称して持て囃されていく感の在る「婚外性交の結果に因る非計画婚姻」に対する「戒め」の意味も兼ねて」云えば、「夫婦」と云う、倫理に沿った婚姻の為の過程そして手続（＝「性交を伴わない」交際→婚約→体液「主に血液」検査→結婚・婚姻届提出）を経て法的に認められた間柄に在ってのみ性交が行われる、と云う事に拠って、「性病（梅毒・淋病及び後天性免疫不全症候群「エイズ」等）を始めとする伝染病（感染症）の蔓延の予防」並びに「遺伝病や先天性障害を

持つ子の出生の予防、そして心身共に健全な子を可能な限り縊り確実に作る事」が初めて可能に成り得るからである。

後者について更に云えば……。体液検査に拠って遺伝病や先天性障害を持つ子を産む「可能性が生ずる」遺伝子等を見付ける事。其は今、極々一部の病や障害についてしか対応出来ない。併し今後、国家「或いは其に限り無く近い資金力を持つ民間有志」水準に拠る研究が着実に行われ、そして積み重なって行けば「どれだけの年月が掛かるか判らない——共和国が日本列島に築き上げられる迄には間に合わないかも知れない——が」何れ、全ての病や障害について、其を生まれ乍らに持つ子の出生を結婚前の体液検査で予防

出来、全ての妻達が心身共に健全な子を  
確実に産める様に成るだろう。

全日本共和党が若し、此の国の与党と  
成れば、全ての病や障害について、其等  
を生まれ乍らに持つ子の出生を結婚前  
の体液検査で予防し得る事を叶えるに至ら  
しめる為の研究には国家水準で取り組み、  
其に使う事を目的とする寄付については  
免税（控除）等の特典を以て優遇したい。  
其は、「全ての親達が子育ての始発線スタートラインで掛  
かる苦勞は、平等に与えられそして負う  
べきもの」と考えるからであり亦、子の  
立場に立てば誰だつて、遺伝病や先天性  
障害を抱えて生きたくはないからだ。

余談が過ぎたが、以上が「夫婦」が必  
要な第一の理由。の理由は、「夫婦」が

対等な異性関係に基づく「横の秩序」の  
基本単位だからであり、其故それゆゑ、特に乳・  
幼児期の子―大部分の時間を家庭で過ご  
す―にとつては、「男女の違い」と「男  
女間の協力そして役割分担」を人生の最  
初に学ぶ「身近な手本」として、「唯一  
無二の存在」だからである。

婚姻いん（「結婚」は婚姻を始めるに当たつて行  
う儀式）の本来且つ第一の目的は、其の共  
同体を堅持・護持し続ける為に必要な後  
継者、即ち子を作り育てて社会へ送り出  
す事に在る。そして其は、婚約した時か  
ら始まる。――此の言葉を、是から親に  
成る全ての人々に贈りたい。



全日本共和党は、「人が人間として生

きる為に必要な、極々基本的な決まり事」の内容を「必要最小限の道徳」として、同党の「新「日本国憲法」案」に敢えて明記した。何故か。

其は第一に、其の国家に在って「最高の法」であるが故に法律以下の法と比べて改定が難しい「憲法」に記す事で、全ての国民が等しく且つ確実に実践しなければ成らないと云う事を、念を押して強調し徹底させる狙いからである。

第二に、少なくとも現行憲法下の此の国・日本では、宗教が人々の生活を律する役割を果たして来なかつたからである。

第三に、人が「人間として」生きる為に必要な最小限の「掟」に、氣候・風土そして民族性等に因る違いは無いからで

ある。

第四に、そうした人間としての最小限の「掟」の内容が世界共通である事を全世界に向けて発信するには先ず、一国家に於ける「最高の法」である憲法に明記する事で模範を示し、其を「梃」に共通の国際基準へと発展・普及させて行きたい—と思うが為である。

—参考資料として—

〈新「日本国憲法」案中の関連条文〉

### 第九条 (中略)

此の憲法に於いて、必要最小限の道徳とは、次の各号に述べる事々を云う。

一 父及び母を敬う事。

二 私利私欲を優先せず、親族・他人・社会・郷土及び国家の利益を優先して考え言動及び行動を成す事。

三 国民各々が個々の能力の違いを互いに認め合い、常日頃から助け合う事。

四 偽証・盗み・傷害・略奪・殺人・放火及び婚外性交を行わない事。

五 物を粗末にせず、亦浪費せず大切に使う事。

六 山林・河川・海及び空を汚さない事。

七 以上の各号を基準としつつ、物事の善悪を自身で判断し、善なる行為を、自身の責任に抛り進んで行う事。

(中略)

第二〇条 婚姻は、両性の合意に基づき且つ、当該両性が各々居住してきた区域

に於ける住民の同意を得て成立し、夫婦が同等の権利を持つ事を基本として、相互の協力に抛り、維持されなければ成らない。

子は将来に於いて共同体を構成する要員と成るものであって、夫婦は、子を作り養育するに当たっては、其の子が、必要最小限の道徳を無意識の内に実践出来、且つ成年後に独立して生活を営む様に成るべくして養育に励まなければ成らない。妊娠から其の子が独立して生活を営む様に成るに至る迄の間の離婚は、裁判を行う機関が婚姻に因って其の子の健全な成長が却って妨げられるものと認められた場合を除いて、是を避けなければ成らない。配偶者の選択・財産権・相続・住居の

選定・婚姻及び家族に関する其の他の事項についての法律は、両性の本質的平等に立脚し且つ、子の健全な成長の為に必要な条件が最大限に確保される事を充分に考慮した上で、制定されなければ成らない。

(後略)

〈現行日本国憲法に於ける関連条文〉

(ゴシック体(条教を除く)が「問題箇所」)

**第二四条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を《有すること》を基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

■此の文書の作成に際しては、『ウィキペディア・フリー百科事典』を一部で参照致しております。